

八代市強化指定選手育成事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 NPO 法人八代市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）は、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会への出場を目指す選手等に対し、予算の範囲内において八代市強化指定選手育成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び対象の範囲)

第2条 助成金の交付を受けることが出来るもの（以下「助成対象者」という。）は、会長が指定した八代市強化指定選手（以下「指定選手」という。）及び現に指定選手を指導し、監督しているもの（以下「指導者」という。）

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、指定選手が当該年度に出場参加する大会・強化合宿等に係る経費及び指定選手の競技使用備品等に係る経費とする。

2 指定選手の指導者の助成対象経費は、指定選手と同行し、大会・強化合宿等に参加した旅費に係る経費を助成対象とする。ただし、同一の大会・強化合宿等に、助成対象となる指導者が指導し、監督する複数の指定選手が参加する場合は、指導者1人分を助成対象とする。

(助成金の額)

第4条 助成基準及び助成単価は別表1のとおりとする。ただし、八代市スポーツ大会出場奨励補助金等と重複して助成金は受けることができないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするときは、八代市強化指定選手育成事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費内訳書（様式第1号その2）
- (2) その他参考となる資料

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、助成金交付の申請を受けたときは、これを審査し、助成金交付の可否を決定する。また、助成金を交付すべきと認めるときは、交付額を決定し、八代市強化指定選手育成事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(助成金の交付)

第7条 前条の規定により助成金額の決定通知を受けた指定選手は、会長に対し八代市強化指定選手育成事業助成金交付請求書（様式第3号）により、会長に助成金の交付の請求を行うものとする。

2 会長は、前項の交付の請求を適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第8条 会長は、選手が助成金を他の用途へ使用するなど虚偽の申請を認めるとき、その他の助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還)

第9条 会長は、助成金の交付を取り消した場合において、選手の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

この要領に定めるものほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

令和4年6月1日一部改正。

